

第5章 自然と共生する資源循環型のまち

- 1 環境への負荷を低減させるまちづくりの推進
- 2 循環型社会の推進
- 3 自然環境の保全と活用
- 4 環境教育の充実

市民・事業者・行政の責務

市民の責務

市民は、地域環境の保全などの問題に主体的に取り組むため、市のシンボルである大井川や森林・里山などへの理解を深めるとともに、家庭から出る廃棄物の減量・再資源化に努めます。

事業者の責務

事業者は、廃棄物の減量や再資源化に努め、住工混在地域が多い地域の特性を踏まえ、大気汚染や騒音などの減少を図るとともに、市民等へ再資源化可能な商品の提供に努めます。

行政の責務

行政は、「島田市環境基本計画」について、市民・事業者・行政が一体となって推進できるよう努めるとともに、市民や事業者が活動しやすい環境整備を図ります。

みんなをめざそう値（目標指標）

指標名 （指標の定義）	現状値	中間目標 H25	最終目標 H30
太陽エネルギー設備の発電容量(太陽エネルギー利用設備導入助成利用者の発電累計容量)	1,215kw	2,890kw	4,290kw
リサイクル率（資源化率） （古紙・ペットボトル・トレイ・牛乳パックなどの回収率）	24.8%	27.9%	28.9%
市民一人当たりごみ排出量	976 g /人・日	965 g /人・日	958 g /人・日
自然環境の保全に関する満足度(市民意識調査の満足度比率)	47.3%	50%	50%
環境に関する講座・体験教室等への参加者の割合(講座等参加者数 /人口)	4.9%	10%	10%

5 - 1 環境への負荷を低減させるまちづくりの推進

施策の目的

環境への負荷を低減させることで、持続的な発展ができる地域社会の構築を目指します。

現状と課題

地球温暖化やオゾン層の破壊など、人間の活動が主な原因となって発生する環境問題が、地球的な規模で深刻な影響を及ぼしています。

本市では、持続的な発展が可能な地域社会の構築のため、環境施策の基本的方針を示した「環境基本条例」を制定し、環境への負荷を低減させるまちづくりを推進しています。

また、市全体の環境の保全及び創造に向けた取組を示した「島田市環境基本計画」や行政の率先実行計画である「地球温暖化防止実行計画」に基づいて、各種環境施策を推進しています。

地域の住みよい環境を確保・保全するため公害の未然防止に努めていますが、市内には住工混在地域や住農混在地域が多く存在していることから、公害発生源者と被害者の間の物理的距離が狭まっています。このため、公害発生苦情件数が増加する恐れがあります。

公害の発生を未然に防止し、市民の生活環境を保全するためには、工場・事業場の環境監視指導を行うとともに、市内の環境汚染の現状把握に努めることが重要です。

施策の方向

1 島田市環境基本計画の推進

循環、共生、参加型社会の構築を目指し、地球規模の環境問題を地域から解決していくため、環境の保全及び創造に向けた取組を示した「島田市環境基本計画」について、市民・事業者・行政が一体となって推進できるよう努めます。

2 地球温暖化防止活動の推進（重点プロジェクト関連）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、地方自治体に策定・公表が義務づけられた実行計画の達成に向けて、行政の事務及び事業による環境負荷の低減に取り組みます。

また、温室効果ガスの排出量の約 20%を占めるといわれている家庭からの排出量を削減するため、太陽光・熱エネルギー利用の促進や、事業者による環境マネジメントシステムの取得による温暖化防止対策を推進します。

3 地域エネルギー利用の推進

化石燃料に依存するエネルギー需要は、環境への負荷や埋蔵量の枯渇が危惧されているため、環境に優しい代替エネルギーとしてバイオマスエネルギーや風力エネルギーなどの地域エネルギー利用の調査・研究に努めます。

4 公害の防止対策の推進

公害の発生を未然に防止するために環境監視指導をより充実するとともに、苦情に迅速かつ適切に対応するための処理体制の充実を図ります。

協働のまちづくり

望ましい環境像を実現するための島田市環境基本計画の確実な推進を図るため、市民・事業者・行政の3者が連携して事業に取り組むとともに、成果について環境報告書により周知します。

5 - 2 循環型社会の推進

施策の目的

廃棄物の発生の抑制や再資源化を進めるとともに、排出された廃棄物の適切な収集運搬・中間処理・最終処分を行い、循環型社会の構築を目指します。

現状と課題

資源不足が世界的な問題となっていることから、廃棄物の再資源化による循環型社会を推進する必要があります。

本市では、資源ごみの他に燃えるごみ、燃えないごみ（廃家電や主に金属ごみ）の3分別収集を実施しています。平成18年度の焼却場の新設に伴ってごみの分別方法を変更したことから、自治会や市民活動団体などの協力により新たなごみの分別ルールを周知徹底する必要があります。

廃棄物の総量は微増傾向が続いているため、更なるごみの減量と再資源化が必要であり、事業者への過剰包装の防止の啓発など廃棄物の発生抑制（リデュース）に向けた取組を推進します。

また、本市のし尿、家庭雑排水等の処理に係る汚水処理人口普及率は約29%であり、静岡県全体の約70%と比べて低くなっています。そのため、公共下水道の計画的な整備に加え、下水道整備区域外においては、合併処理浄化槽の設置及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への付け替えの推進を図る必要があります。

し尿や家庭雑排水を適切に処理するため、島田地域は、浄化センター、クリーンセンター及び住宅団地汚水処理場の各施設において、川根地域は、クリーンピュア川根（一部事務組合）において川根本町と共同で組合事業として、適切に維持管理する必要があります。

施策の方向

1 資源循環型社会の形成

廃棄物の排出を抑制し、排出された廃棄物については可能な限り資源として適正かつ有効な利用を図ることで、循環型社会を推進します。再利用できない廃棄物は適正な処分をすることにより、環境負荷を低減します。

2 公共下水道施設等の整備

循環型社会の推進を図るため、効率性や財政状況等を考慮しながら公共下水道の計画的な整備を行い、公共下水道の普及率向上を図ります。

公共下水道認可区域外においては、合併処理浄化槽設置のための補助金交付事業を実施し、合併処理浄化槽の普及率向上を図ります。

3 污水处理施設の維持管理

し尿や家庭雑排水を適切に処理するための浄化センター、クリーンセンター及び住宅団地污水处理場の各施設の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化した住宅団地污水处理施設については、改修を進めます。

また、川根地域のクリーンピュア川根（一部事務組合）においては、施設の適切な維持管理に努めるとともに、処理経費の縮減に努めます。

4 生活用品活用バンクの推進

省資源、ごみ減量対策などの環境面からも家庭で廃棄する備品等については、積極的にバンクに登録していただき、再利用の推進を図ります。

協働のまちづくり

市民、事業者とともに買い物時のマイバック持参によるレジ袋の削減や、使用済み廃食用油のBDF（Bio Diesel Fuel：バイオディーゼル燃料）化、剪定枝の堆肥化などの再資源化への取組を推進し、ごみの減量化を促進します。

5 - 3 自然環境の保全と活用

施策の目的

現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、多様な自然環境の保全を目指します。

現状と課題

本市は、合併による市域の広がりによって、北部には山地、南部には牧之原台地や扇状地という豊かな自然に恵まれる環境にあります。また、市のシンボルである大井川が市のほぼ中央を流下し、その他の中小河川や水路が市域を網の目のように流れています。

しかし、中小河川については護岸工事が行われ、また市街化・宅地化が進んだことから、かつて多く見られた水路もふた掛けや暗渠化され、身近な環境から、水辺が減少しつつあります。

このため、今後は、河川の持つ親水機能及び水辺空間機能を高め、河川整備事業に併せて水辺の自然環境の保全に配慮した河川敷堤防沿いの遊歩道・緑地の整備が必要です。

農地については、担い手の高齢化や、耕作地等を所有しているが農業をほとんど行わない土地持ち非農家が増加しています。そのため、平成12年から平成17年の5年間で経営耕作面積が約6%減少し、遊休農地が増加しており、その対策が急務となっています。

山林については、長期的な国産材の需要低下により林業生産活動や林業従事者の減少を招き、担い手不足による山林の荒廃が危惧されています。

施策の方向

1 自然環境の保全・活用

大井川の歴史と文化を肌で感じられるような親水空間や、水の恵みが身近に感じられる空間を整備します。

また、みどり豊かなふれあいの場づくりとして森林や里山の保全・復元に取り組むとともに、水とみどりの共生や動植物の生態系に配慮した環境の創出に努めます。

さらに、大井川や森林の地域資源を活用し、市民が自然の大切さを理解しながら、気軽にその豊かさとふれあえる機会づくりに努めます。

2 農地、森林の保全と多面的な機能の活用（重点プロジェクト関連）

農地については、地域における保全活動を支援して、遊休農地の減少対策を進めることで、多面的機能を有する農地の保全活用に努めます。

森林については、国土保全や水源かん養などの公益的機能を損なう荒廃防止を図るため、担い手の育成や適正な管理を進めるよう努めます。

協働のまちづくり

市民、市民活動団体、事業者、行政の協働により、自然環境を守り育てる活動を支援し、促進するとともに、自然の豊かさ、大切さにふれあえる機会づくりを進めます。

5 - 4 環境教育の充実

施策の目的

地域・家庭・学校での環境教育・学習を充実するとともに、環境問題に主体的に取り組むことのできる人材育成を目指します。

現状と課題

近年の環境問題は、地球温暖化のように影響が広域化し、また原因が複合的になっていることから、市民・事業者・行政が環境に対して共通の理解を持ち、意識の向上や問題解決能力を高めるなど、協力して問題解決に取り組む必要があります。

また、市民活動団体・事業者・行政等各団体が、それぞれ環境保全活動を実施していますが、相互の情報交換や連携が十分とはいえない状況です。そのため、環境活動の状況把握に努めるとともに、活動内容の情報発信が必要です。

また、環境の各分野に対応する人材等が不足していることから、各団体への環境教育の場の提供や講師の派遣など、環境教育の推進のための体制づくりが必要です。

施策の方向

1 環境教育・環境学習の推進

学校教育の場では、総合学習の時間に環境教育が実施されていますが、環境の各分野で教えることのできる人材等が不足していることから、学校教育担当者の研修や環境人材バンク登録者の派遣など環境教育の支援体制の構築を図ります。

2 環境に関する情報の共有

環境への関心の高まりを背景に、様々な主体から情報が提供されていますが、提供元や提供内容について情報が十分に整理されていないため、だれもが簡単に知りたい情報を入手できるような情報発信拠点の整備を図ります。

協働のまちづくり

環境問題を解決していくために、市民活動団体・事業者・行政の三者がよりよいパートナーシップを構築し、家庭版環境マネジメント事業や市民環境塾等の開催を通じ、市民の環境意識の向上に努めます。